



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年10月15日火曜日 第1399号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（関前村）.....	1173
字の区域の変更（ " ）.....	1173
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1173
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	1173
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1173
道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）.....	1174
道路の供用開始（ " ）.....	1174
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧.....	1174
都市計画の変更（名称のみの変更）案の縦覧.....	1174
開発行為に関する工事の完了.....	1174

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1651号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、関前村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、関前村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
関前村大字大下乙485の1の地先	145.63
関前村大字大下甲1346の3、乙485の1及び乙485の5の地先	707.16

#### ○愛媛県告示第1652号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、関前村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字大下	関前村大字大下乙485の1の地先公有水面埋立地		145.63
大字大下	関前村大字大下甲1346の3、乙485の1及び乙485の5の地先公有水面埋立地		707.16

#### ○愛媛県告示第1653号

宇和町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195

号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小原地区）計画書の写し
- (2) 宇和町土地改良区定款の写し

#### 2 縦覧期間

平成14年10月16日から11月13日まで

#### 3 縦覧場所

宇和町役場

#### ○愛媛県告示第1654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、今治市、越智郡大西町及び同郡菊間町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業・越智西部地区）変更計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成14年10月16日から11月13日まで

#### 3 縦覧場所

今治市役所、大西町役場及び菊間町役場

#### ○愛媛県告示第1655号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年10月15日から10月28日まで

○愛媛県告示第1656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	湯山高縄北条線	北条市善応寺字北馬場甲58番3から 同市別府219番2まで	旧	メートル 13.4～36.4	キロメートル 0.730	
			新	13.4～24.8	0.730	

○愛媛県告示第1657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	湯山高縄北条線	北条市善応寺字北馬場甲58番3から 同市別府219番2まで	平成14年10月15日

○愛媛県告示第1658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び大洲市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。  
平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
大洲都市計画緑地1 肱川緑地
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 大洲市大洲字三の丸

に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び大洲市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
第3号稲荷山公園	4・5・4 稲荷山公園
第1号富士山公園	5・5・1 富士山公園
第4号大洲総合運動公園	6・5・1 大洲総合運動公園

○愛媛県告示第1659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定

○愛媛県告示第1660号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成14年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
西局丹土（開）第14号 平成14年10月1日	東予市今在家1040番1、1042番1及び1045番1	神戸市東灘区魚崎浜町21番地 アサヒプリテック株式会社 代表取締役 寺山満春